

実践報告

小学校生活科における「名前の由来を調べる学習活動」の検討 —生活科指導法における学生たちの思考過程の検討を通して—

松井克行

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(平成29年1月5日受理)

**An inquiry into ‘ the learning activities to investigate the origin of the name ’
in elementary living environment studies: The Analysis on students’ thinking process
in the lecture of the teaching methods in elementary living environment studies**

Katsuyuki MATSUI

(Department of Children’s Studies)

(Accepted January 5, 2017)

実践報告

小学校生活科における「名前の由来を調べる学習活動」の検討 —生活科指導法における学生たちの思考過程の検討を通して—

松井克行

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(平成29年1月5日受理)

**An inquiry into ‘ the learning activities to investigate the origin of the name ’
in elementary living environment studies: The Analysis on students’ thinking process
in the lecture of the teaching methods in elementary living environment studies**

Katsuyuki MATSUI

(Department of Children’s Studies)

(Accepted January 5, 2017)

Abstract

The purpose of this paper is to show the students’ thinking process about ‘the learning activities to investigate the origin of the name’ of the three lessons in the lecture of the teaching methods in elementary living environment studies.

The first lesson, I introduced ‘the learning activities to investigate the origin of the name’ in elementary living environment studies. It is popular activities in the world. But some students worried that “If the child’s name is the bizarre baby name, the teacher has to refrain from doing this learning activities. Because the bizarre baby name has only stupid and empty meaning.” We discussed this problem and I let students write the comment about this problem.

The second lesson, we shared the the comments of students. Most of their comments were affirmative. But some students worried that “If the child’s name is the bizarre baby name, the child may run into bullying.”

And some students insisted that the teacher should judge whether the bizarre baby name is too excessive to treat in the classroom or not.

The third lesson, I introduced the case of “AKUMA-chan” that showed the legal judgement, only an official in charge of family registration has legal authority to accept the birth registration or not, especially the name’s validity. And at the last of the third lesson, I introduced the interesting bizarre baby names that Ougai Mori, who was Japanese great writer of the Meiji era, named his children.

Through the lessons, students could think deeply about ‘the learning activities to investigate the origin of the name’ and how to treat the case of the bizarre baby name from differing points of view.

Key words : Teacher education, 教師教育
Elementary living environment studies 生活科指導法
The learning activities to investigate the origin of the name 名前の由来を調べる学習活動
bizarre baby name キラキラネーム

1. はじめにー「名前の由来を調べる学習活動」への学生からの危惧の指摘ー

小学校生活科「学習指導要領」では、「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、…略…とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、…略…その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う¹⁾」という教科目標が設定されている。

さらに、この教科目標を達成するために、以下の9項目の内容構成の具体的な視点が設定されている。

- (1) 学校と生活, (2) 家庭と生活, (3) 地域と生活, (4) 公共物や公共施設の利用, ⑤ 季節の変化と生活, ⑥ 自然や物を使った遊び, ⑦ 動植物の飼育・栽培, ⑧ 生活や出来事の交流, ⑨ 自分の成長。

この9つの内容には階層性が想定されており、(1)～(3)が「児童の生活圏としての環境に関する内容」、(4)～(8)が「自らの生活を豊かにしていくために低学年の時期に体験させておきたい活動に関する内容」、(9)が「自分自身の生活や成長に関する内容」とされている²⁾。

従って、「名前の由来を調べる学習活動」は、主に「(9) 自分の成長」の学習活動として、第1学年または第2学年の3学期の「まとめの単元」において実践される。例えば、児童自身に「これまでの自分を振り返り、自信と成長への意欲をもつ」ことをめざし、「名前の由来を調べる学習活動」を通して「名前に込められた両親や祖父母など家族の思いや願い³⁾」に気付かせようとする授業実践がある。

また、生活科に限らず、第3学年以上の社会科や「総合的な学習の時間」において実施される国際理解学習においても、「名前の由来を調べる学習活動」は、一般的であり世界各国で実施されている⁴⁾。命名者の願いや思いを知ること、個人としてのアイデンティティ確立の端緒となり、自己肯定感感情が高まることも期待できるからである。

そこで、2016年度後期の「生活科指導法」では、10月11日の授業で、この学習活動を「生活科」の授業例として取り上げた。今後、教員になった時に実施可能な、役に立つ授業例として紹介したのである。

ところが、数名の学生(69名中2名)から危惧が表明された。「複雑な家庭の子どもへの配慮や、名

表1 「名前の由来を調べる学習活動」を検討した授業(「生活科指導法」)概要(筆者作成)

	年月日	授業の概要(この問題に関する)
1	2016年10月11日	・「名前の由来を調べる学習活動」を含む授業の検討。 (「キラキラネーム」の場合の危惧が、学生より表明された。)
2	10月18日	・「キラキラネーム」を「名前の由来を調べる学習活動」で扱うことの是非。 ①「キラキラネーム」には命名者の思いが込められているか、についてグループ討議。 (資料「キラキラネーム」とは何かに関する山西らの論文 ⁵⁾)
3	10月25日	・「キラキラネーム」再考 ①「過度でなければ授業可能」という意見に対し、過度か否かの判断を教員がしてよいか、についてグループ討議。 ②森鷗外の子どもの名前は「キラキラネーム」か? (資料「森鷗外の子どもの名前と命名の理由」) (資料「『悪魔ちゃん』命名事件に寄せて」)

前に由来がないキラキラネームの子どもは、どのように授業へ参加するのか」等という意見であった。これは筆者の想定外の感想であったが、なかなか興味深く思われた。現代的で新しい課題と思われたからである。本小稿では、学級の中に「キラキラネーム」の児童が存在した場合に、「名前の由来を調べる学習活動」を実施してよいか、という問題について学生たちと考えた数時間の授業実践について報告する(授業の概要については「表1」参照)。

2. 「キラキラネーム」について

(1) 「キラキラネーム」とは

そもそも「キラキラネーム」とは、どんな名前のことか。先行研究(山西良典ら、2016)によれば、「キラキラネーム」の定義は、「一目見ただけでは読み方が不明な名前や常識的には考えられない名前⁶⁾」と規定されているものの、主観的で曖昧である。山西らは、「人間は、人名を目にしたとき、直観的にキラキラネームであるかどうかを判断可能である場合が多い」という事実を前提に、人は、「人名の言語的特徴を無意識的に評価しているためである」という仮説を設定し、大学4年生12名を被験者として、人名候補からキラキラネームか否かの判定

実験を実施した。そして過半数の被験者がキラキラネームと評価した人名をキラキラネームの正例とみなし、その理由の分析から、日本におけるキラキラネームの言語的特徴を、以下の8つにまとめた(「表2」参照)。

表2 キラキラネームの言語的特徴

- | |
|---|
| (1)漢字の個数が多い。(2)読みの発音数が多い。(3)同一漢字の複数回使用が多い。(4)異体漢字の使用が多い。(5)漢字の音訓読みにない読み方を使用。(6)漢字の総画数が多い。(7)漢字と性別の不一致。(8)読み方がカタカナ単語として存在。 |
|---|

山西良典ほか「人名の言語的特徴の分析に基づくキラキラネーム判定」日本感性工学会『日本感性工学会論文誌』vol. 15, No. 1, 2016年, p. 33を基に、筆者がまとめた。

(2) 「キラキラネーム」の具体例

「表2」の(1)の例として「華美音(けびん:男)」や「牙琥翔(がくと:男)」, (2)の例として「大賀寿(たいがーす:男)」や「大勇明育(おさむのすけ:男)」, (3)の例として「笑笑(にこにこ:女)」や「七七七(ななみ:女)」, (4)の例として「愛來(あいら:女)」や「愛凜(あめり:女)」, (5)の例として「弓(あむろ:女)」や「希音(ねおん:女)」, (6)の例はなく, (7)の例として「真里菜(まりな:男)」や「麟平(りんぺい:女)」, (8)の例として「夢泡(むーあ:女)」や「寿江琉(じゅえる:女)」が挙げられ、それぞれ英単語「moor」と「jewel」に該当する⁷。

3. 授業の展開と学生の意見の変化

(1) 第2回目の授業(10月18日)

① 「キラキラネーム」についての学習

「キラキラネーム」を「名前の由来を調べる学習活動」で扱うことへ疑義を表明した意見を紹介し、「キラキラネーム」には命名者の思いや願いが込められているといえるか、「キラキラネーム」の児童がクラスにいた場合、「名前の由来を調べる学習活動」を実施してよいかどうかについて、個人で考えさせた後、5～6人程度の班に分け、グループ討議をさせた。

但し、「キラキラネーム」の概念規定を明らかにする必要から、山西良典ほかの論文「人名の言語的特徴の分析に基づくキラキラネーム判定」を講義資料として用意し、授業の最初に学生たちに配布し、一読させた。何が「キラキラネーム」にあたるかに

関して、実は「一目見ただけでは読み方が不明な名前や常識的には考えられない名前」という曖昧な定義しか存在しないこと、また、それをより明確化しようとした山西らの研究内容を学生たちに知らせることにより、各学生の「キラキラネーム」に関する不統一な見解を整理し、ある程度の共通理解を可能にするためである。

グループ討議では、多様な意見を交流させることにより、考えが拡がりかつ深まったようであった。ある学生は、次のように授業の感想を記している。「キラキラネームについてのグループでの話し合いは、色々な意見を聞くことができおもしろかった。グループで意見が分かれたように、実際の学校現場でも、先生によってとらえ方は様々であり、きちんと考えてから配慮しながら取り扱う必要のあるものなのかな、と思った」。

② 「キラキラネーム」を「名前の由来を調べる学習活動」で扱うことについての学生たちの感想

授業後に回収した「ワークシート」に書かれている多くの学生の意見は、「キラキラネーム」であっても、「キラキラネーム」なりに命名者の思いや願いが、たとえ薄くともあるので、「キラキラネーム」の児童がいた場合でも「名前の由来を調べる学習活動」を実施できるという内容であった。

但し、「キラキラネームであると、学校生活において、まず支障が出る。インパクトが強いかもしれないが、いじめの対象になりかねない」のように、「キラキラネーム」を取り上げることで「いじめ」が起きるのでは、という懸念を表明する学生が若干名いた。

最後に、気になる意見の例として、「(筆者補足:「キラキラネーム」が)過度でなければ、授業で扱うことができる」という見解があった。逆に言えば、過度なキラキラネームの児童が学級にいた場合は、「名前の由来を調べる学習活動」を実施すべきではない、というのである。しかし、この場合、「過度であるかどうかの判断は誰が何の権限で行うのか」という新たな問題が生じる。この意見を書いた学生は、教員が判断してよいと考えているようであった。しかし、「キラキラネーム」といえども、出生届として受理された以上は、法的に正当とみなされる。従って、法的に正当な児童の名前について、授業で扱える限界を超えた過度な「キラキラネーム」であるから授業で扱うべきではない、等の判断を学校の教員が行うことが許されるか、という問題が生じる

のである。そこで、この点を次の授業で扱うことにした。

(2) 第3回目の授業 (10月25日)

第3回目の授業では、まず教員に、「キラキラネーム」を授業で扱うべきではない過度なものかどうか等を評価する法的権限が無いことを理解させるため、少し古いですが、1994(平成6)年に話題となった「悪魔ちゃん」命名事件を教材として取り上げることにした。講義資料として、三村英美子氏の資料「『悪魔ちゃん』命名事件に寄せて⁸⁾」を用い、学生たちに配布し、一読させた。

「悪魔ちゃん」命名事件では、「『悪魔』という名は、将来いじめの対象となり、社会的不適応を引き起こす可能性も十分ある。社会通念上好ましくない。命名権の濫用に当たる⁹⁾」という審判を第一審の東京家裁八王子支部が下した(1994年1月31日)。「『悪魔』という名は、戸籍法に反する違法な名であって、本来、受理を許されないものである¹⁰⁾」。ところが話はここで終わらない。本事件では市の担当者が、受理すべきでなかった「悪魔」という名前の出生届を受理してしまったため、届出人である保護者に戸籍訂正の申請を促すしかなく、届出人がこれに応じない以上どうしようもないというのである。従って、このような戸籍法の規定に反し、市が法務省の指示で戸籍から「悪魔」という名前を抹消した行為は、明らかに違法、無効となる¹¹⁾。裁判所のこの審判に対し、市は国と協議した後、即時抗告し、第二審の東京高等裁判所で争われることとなった。その後、2月15日に父親が、「これ以上名前の無い状態が続くのは子どもにとってよくない、弁護士費用など金銭面の負担が大きいと、命名問題をめぐる不服申し立てを取り下げた¹²⁾」ことで、ようやく事態は収まったのである(その後、「亜駆(あく)」ちゃんという新しい名前が届けられ、市が受理した)。

「悪魔ちゃん」命名事件から学ぶべきことは、「将来いじめの対象となり、社会的不適応を引き起こす可能性も十分ある。社会通念上好ましくない」という判断は、市役所や町村役場の戸籍担当者が、出生届提出時に判断すべきことであり、そこで受理された以上は、法的に正当な名前ということである。従って、「あなた(あなたの子ども)の名前は、いじめの対象となりうる過度なキラキラネームだから授業で扱えない」等と判断するような法的権限は教員には無いということを学生たちは十分に理解したよう

である。

また、学生たちの間に「キラキラネーム」を否定的に捉える考え方が多かったため、元祖「キラキラネーム」の命名者とも言われている森鷗外が命名した子の名前を紹介した。

長女：茉莉(まり)⇒マリー、次女：杏奴(あんぬ)⇒アンヌ、長男：於菟(おと)…寅年生まれだったので、鷗外が中国の古書『左伝』から、虎を意味する「於菟」とした。⇒オットーと読むこともできる。次男：不律(ふりつ)⇒フリッツ、三男：類(るい)⇒ルイ。鷗外(本名：林太郎)は、ドイツ留学時にまともに名前を呼ばれたことが無かったため、西洋でも通用するグローバルな命名をしたと言われている¹³⁾。

鷗外の命名に関し、学生たちの感想はおおむね肯定的であり、「キラキラネーム」を必ずしも否定的に捉える必要はない、という共通理解が得られた。

「キラキラネーム」を「名前の由来を調べる学習活動」で扱うことへの学生の意見としては、「キラキラネームのせいで学校でいじめられる恐れがある場合は、授業で扱わないようにしたほうが良いと思う」という回避論が一部に見られたが、「どのような名前であっても、その保護者には、その名前に込めた意味があるので扱ってもよいと思う」、「自分のクラスにキラキラネームのついた名前の子がいたら、まずは、その子が自分の名前に対し、どういう気持ちを抱いているかを汲み取り、親に由来を予め聞き、慎重に授業をしていくことが大事だと思う」、「自分の名前と向き合ういい機会になると思う」、「ちゃんとした名前なんだと知ってもらい、いじめの予防にもつなげることもできる」等のキラキラネームの子どもに配慮しつつ実施するという意見が多数であった。いずれの意見も、多面的な考察が伺われ、前時と比べて深まりが見られた。

4. おわりに

3時間の学習を経て、学生たちの「キラキラネーム」を「名前の由来を調べる学習活動」で扱うことの是非についての考えは深まった。

「キラキラネーム」の存在は、今後、「名前の由来を調べる学習活動」を行う際、要検討事項となりうる。その際に配慮すべき観点や、学校としてできることの範囲について学生たちと考えることができた。そういう意味で、「キラキラネーム」を端緒に、

児童の名前について考える授業は、一定の学習的意義が認められたのではなかろうか。元々の授業で想定していた内容ではなく、学生の反応に対応するべく予定外の授業展開となったが、これもアクティブ・ラーニングの醍醐味といえよう。

とみ『キラキラネームの大研究』（新潮社、2015年）によれば、本文中の『左伝』は『春秋左氏伝』の通称である（pp. 171-172参照）。また、与謝野鉄幹・晶子夫妻の四男が「アウギュスト」、五女が「エレンヌ」というカタカナ名であったという（pp. 161-162参照）。

〔註〕

- 1 小学校生活科「学習指導要領」, 2008年, p. 9。
- 2 文部科学省『小学校学習指導要領解説生活編』日本文教出版株式会社, 2008年, pp. 22-23。
- 3 阪本和子「Ⅲ-11 これまでの自分を振り返り, 自信と成長への意欲をもつー (第2学年「あしたへジャンプ」鹿毛雅治, 清水一豊編著『小学校新学習指導要領ポイントと授業づくり生活〈平成20年版〉』東洋館出版社, 2009年, p. 159。
- 4 例えば, 国際的に著名な包括的平和教育研究者のベティ・リアドンが編集したカリキュラム集『人間の尊厳のための教育』では, 第4学年の単元「子どもの権利条約ー生命の木の比喩ー」の中で, 「私たちの名前」という学習活動が紹介されている。そこでは, 児童が円になって座り, 彼ら自身の「名前の起源」や「名前の意味」等について話し合うのである。
Betty A. Reardon, *Educating for Human Dignity: Learning About Rights and Responsibilities: A K-12 Teaching Resource*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1995, p.54.
- 5 山西良典, 大泉順平, 西原陽子, 福本淳一「人名の言語的特徴の分析に基づくキラキラネーム判定」日本感性工学会『日本感性工学会論文誌』vol. 15, No. 1, 2016年, pp. 31-37。
- 6 山西良典ほか, 同上論文, p. 31。
- 7 山西良典ほか, 同上論文, p. 33。
- 8 三村美美子「『悪魔ちゃん』命名事件に寄せて」亜細亜大学『亜細亜法學』第29巻1号, 1994年, pp. 183-189。
- 9 三村, 同上論文, p. 185。
- 10 三村, 同上論文, p. 185。
- 11 三村, 同上論文, p. 184, p. 185。
- 12 三村, 同上論文, p. 184。
- 13 「元祖キラキラネーム? 森鷗外の子も達が全然名前負けしてない」(<https://matome.naver.jp/odai/2137605149010324201> 2016年11月21日閲覧)。なお授業実施後に入手した, 伊東ひ

